

# 災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書

高知県知事 [REDACTED] (以下「甲」という。) と土佐清水市長 [REDACTED] (以下「乙」という。) は、災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害において使用する甲所有の備蓄物資 (以下「物資」という。) の適切な保管を行うため、次のとおり協定を締結する。

## (物資の種類)

第1条 乙において保管する物資の種類は、食料、飲料水、毛布とする。

## (保管場所)

第2条 物資は、乙が所有する建築物内において保管するものとする。

## (適正管理)

第3条 乙は、保管場所において物資の適正な管理を行う。

## (保管費用)

第4条 乙は無償により保管場所を提供するものとする。ただし、保管に関し疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定するものとする。

## (災害時の対応)

第5条 災害救助法が適用された災害において、物資の搬出が必要な場合には、乙は可能な限り保管場所での搬出に協力するものとする。

## (損害賠償)

第6条 乙は、自己の責に帰すべき理由により甲に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を、損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、自然災害等によりやむを得ない場合はこの限りではない。

## (協議事項)

第7条 この協定に定めるもののほか、保管を行うに際し必要な事項については、双方の協議のうえ別紙のとおり定めるものとし、定めた事項を変更する必要がある場合は、その都度協議のうえ変更するものとする。

## (保管期間)

第8条 この協定は、協定の締結日から有効とし、甲乙協議の上特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月2日

甲 高知県知事

[REDACTED]

乙 土佐清水市長

[REDACTED]